

1 基本的な構え

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義】

(2)基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめはいつでも、どこでも、誰もが起こしえて、誰に対しても起こりえるという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常に持ち、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

(3)学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2いじめ未然防止のための取り組み

(1)本年度の重点

- 「児童理解」を基盤とし、児童一人ひとりに「自分のよさ」を自覚させ、自己有用感や自己肯定感を育むと同時に、「他を思いやる豊かな心」を育て、「仲間と共によさを認めあえる集団づくり」を行うことによりいじめを生まない素地をつくる。
- 職員で情報を共有すると共に、保護者との連携を図り、児童一人ひとりのよさを共有する。

(2)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりにつとめる

- ①学校の伝統となる価値ある活動（日常活動の充実やいじめをなくすキャンペーン等）を児童が自主的に行うよう支援する。
- ②児童の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

(3)児童一人ひとりに自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。

- ①全教育活動を通して自他の生命を大切にする心を育てる。
- ②児童が他者と関わる表現力を培う。
- ③人とのつながりを大切にしたい体験活動を推進する。
- ④児童の自己肯定感を育み、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する。

(4)インターネットを通じて行われるいじめ防止のために保護者及び児童に啓発活動を行う。

(5)職員の学級経営力向上及び人権感覚を高めるための研修を行う。

(6)いじめ防止のための取組を計画的に行う。

(7)対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ⑤年間5回（内2回は外部専門家を含む）開催する。いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ⑥構成員（◎はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する）

校長、教頭、◎生徒指導主事、教務主任、教育相談担当、養護教諭（状況によって 学年主任・担任が加わる）

※必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校運営協議会委員等の第三者やスクールカウンセラー（SC）・スクール

ソーシャルワーカー（SSW）等の心理及び福祉の専門家を招請する。

3 いじめの早期発見に向けた取組

- (1)「いじめはどの学校、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見つける。（登下校指導、授業巡回、給食、掃除指導等の様々な場面で表情、言動、服装、児童相互の関係性、持ち物等の変化）
- (2)毎週（打合せ前）生徒指導事例研を行い、変化のある児童について、情報を共有し、問題の組織的対応、早期解決を図る。
- (3)児童に対する定期的な調査（なかまアンケート）を次のとおり実施する。
 - ・アンケート調査 年間4回以上（市・県の行うアンケートがある月は兼ねる）
 - ・アンケート調査後、教育相談週間を設け、全校児童を対象に聞き取り調査を行い、個別対応をする。
 - ・アンケート質問票の原本等の一次資料は、保存期間を当該児童の卒業後5年間とする。また、アンケートや聴取の結果を記録した文章等の二次資料および調査報告書も同様とする。
- (4)児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談担当者を定め、児童及び保護者に明示する。
 - ・スクールカウンセラーの紹介（出勤日及び依頼方法）
 - ・いじめ相談窓口の設置
 - ・市教育相談室等関係機関の相談窓口を併せて紹介する。
- (5)生徒指導カルテを作成し、児童の生徒指導に関わる内容について記録を残し、次の指導や引き継ぎに生かす。
 - ・生徒指導カルテは、全ての児童について作成をする。
 - ・生徒指導に関わる内容（時間、場所、関わりのある児童、事案内容、指導内容）について、簡潔かつ正確に記録する。
 - ・卒業後5年間は保存する。
 - ・3月に管理職および生徒指導が検閲を行う。

4 いじめ問題発生時の対応

- (1)いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・いじめを察知した場合は、「いじめ未然防止・対策委員会」を開催し、すみやかに事実の有無の確認など必要な措置を講ずる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行うとともに多治見市教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた児童や保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。

- (2)事態の解決にむけた取組

- ①調査結果及び教育委員会からの助言をもとにして、いじめを受けた児童への支援を行うとともに、保護者と連携して児童の心のケアにあたる。
- ②いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意すると共に、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。指導後3か月以上の期間をもって問題解消とする。
- ③いじめた児童に対しては、保護者と連携して自らの行為を悔い改めるための指導を行う。それに加えて、いじめの行為に至った背景を理解し、状況改善を図るとともに子どもへのカウンセリングを行う。
- ④いじめを受けた児童やいじめた児童の他に、周囲の子どもも大きな影響をうけている可能性がある場合は、スクールカウンセラー等の専門職を配置し、心のケアに努める。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、多治見市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

- (3)重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、速やかに多治見市教育委員会に報告する。
- ・同種の事態発生を防止に資するため、多治見市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。

- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、多治見市教育委員会に報告すると共に、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価等を活用し、適正に自校の取組を評価する。